令和７年度こども未来応援助成事業募集要領

１　事業目的

社会の一番の宝であるこどもたちの将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、困窮家庭等に対して必要な支援を行うことで、生活の安定を図り、貧困の解消へつなげることを目的とする。

２　事業コンセプト

本事業は、こどもの貧困解消に向けた県民運動を推進していくため、こどもの貧困解消に取り組む企業及びＮＰＯ法人等（以下「事業者」という。）を対象に、事業の企画提案を広く募集し、採択事業に対して助成を行う。

３　事業期間

令和７年４月１日から令和８年３月 31 日まで

４　助成対象事業

応募事業者が自ら主催する事業であり、次の⑴から⑷のいずれかに該当する事業とする。

ただし、本助成により実施する事業内容に直接関係のない人件費や運営費等の諸経費に充当する事業や、直接国または地方公共団体、その他民間団体等から補助金を受けて実施する事業と同一事業かつ同一費目によるものは対象外とする。

⑴　こどもの自己肯定感の向上に資する事業（体験・交流イベントなど）
⑵　困窮家庭の生活の安定に資する事業（食支援・生活支援など）
⑶　こどもや保護者の就労を支援する事業（就労支援、キャリア形成支援など）
⑷　こどもの貧困の解消に向けた持続的な活動やモデル的な仕組みとなり、県内全域・又は広域的に効果が期待できる事業として、県民会議が推薦する事業。

５　助成上限額及び募集事業数

４の⑴から⑶の事業
　助成上限：１事業あたり 150 万円以内
　募集事業数：３事業程度を採択予定
４の⑷の事業
　助成上限：１事業あたり 300 万円以内
　募集事業数：県民会議が２事業程度を推薦予定
　ただし、県民会議からの推薦がない場合は４の⑴から⑶の事業採択枠を拡充することとする。

６　助成対象者

こどもの貧困解消に資する事業を行う事業者。

ただし、次に該当する場合は除く。

⑴　令和４年度以降、本事業により３回以上助成を受けた事業者

⑵　反社会勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある企業及び団体等

⑶　過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降５年間を経過しない企業及び団体等

７　応募方法等

応募事業者は、以下の⑴及び⑵の書類を持参又は郵送により事務局に各 10 部（正本１部、副本９部）（ホチキス等で綴り、Ａ４長編側を穴開け）で提出すること。

なお、申請に係る経費はすべて申請者の負担とし、提出書類等の返却は行いません。

⑴　様式第１号～様式第３号（協働事業体の場合は加えて様式第４号）

⑵　参考資料

ア　事業計画の説明資料（Ａ４横 10 ページ以内）

イ　事業の実施体制図

ウ　団体の概要や活動実績がわかる資料

エ　協同体の場合はその協定書（代表者、取引金融機関、その他運営に関し必要な事項）

⑶　質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式５】にて FAX 又はメールで提出すること（電話で受信確認すること）。質問への回答は県こども家庭課ホームページに掲示する。

質問受付期間：令和７年３月 26 日（水）から４月９日（水）まで

８　応募期間

令和７年３月 26 日(水)～４月 18 日(金) 17 時必着（郵送の場合当日消印有効）

９　提出場所

沖縄こどもの未来県民会議事務局

沖縄県こども未来部こども家庭課内

〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

Tel：098-866-2174　　Fax：098-868-2402

E-mail：aa022004@pref.okinawa.lg.jp

10　助成対象経費

こども未来応援助成事業助成金交付要綱第５条に規定されている下記の経費を補助対象経費とする。ただし、こどもの居場所を運営するための直接的な人件費や諸経費等は対象外とする。

⑴　人件費等

ア　人件費（事業実施に係る分）

イ　共済費（上記給与見合い分）

⑵　その他事業費

ア　賃金（事業実施のためのアルバイト代等）

イ　報償費等（講師、執筆者、司会者等の謝礼金）

ウ　旅費（講師等旅費、スタッフ旅費）

エ　需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、燃料費等）

オ　役務費（郵送料、筆耕料、電話料、運搬料、保険料等）

カ　使用料及び賃借料（賃借料、会場使用料、機器リース料、タクシー代等）

キ　備品購入費

11　審査及び選定方法

⑴　県民会議理事会のもとに設置する事業推進部会において審査し、採択団体を選定する。

⑵　事業計画書の提出後､必要があれば事務局担当者によるヒアリングを行う。

⑶　採択団体選定に関する詳細な審査結果等については公表しない。

12　審査項目

審査項目は下記のとおりとする。

⑴　計画性・事業効果

対象事業に沿った具体的な事業計画が立案され、効果が期待できる内容となっているか。（４の⑴から⑶の事業）。

具体的な事業計画が立案され、こどもの貧困の解消に向けて、持続的な活動や新たな仕組みとして全県的または広域的に効果が期待できる内容となっているか（４の⑷の事業）

⑵　実現性

事業の実現性が見込める実施体制となっているか。

⑶　予算の妥当性

経費の見積もりは事業内容に見合った妥当なものとなっているか。

⑷　今後のビジョン

助成終了後、団体活動（本事業への応募事業に限らない）として今後のビジョンがあるか。（４の⑴から⑶の事業）。

助成金の活用により得られる成果が想定されており、当該成果を踏まえた今後の活動の展開方向（ビジョン）が具体的に示されているか。（４の⑷の事業）

13　その他

⑴　１団体当たり、提案は１件とする。

⑵　募集要領に適合しない応募は無効とする。

⑶　他の補助金との併用は可能。但し、同一事業かつ同一費目に複数の補助金を充てることはできない。

14　お問い合わせ

沖縄こどもの未来県民会議事務局
沖縄県こども未来部こども家庭課内
〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎 1-2-2
Tel：098-866-2174　　Fax：098-868-2402
E-mail：aa022004@pref.okinawa.lg.jp